

EU 法の現代的課題～公共圏の観点から

Contemporary Challenges facing EU Law: From the Perspective of the Public Sphere

松隈 潤
MATSUKUMA Jun

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

- I .はじめに
- II . EU 法と国内法の関係
- III . 市場統合と EU 法
- VI . 対外関係と EU 法
- V . むすびにかえて

(要旨)

欧州連合 (EU) に対しては、「民主主義の赤字」が指摘され、基本条約の批准過程において、時として加盟国国民から否定的な意思が表明されることもあった。他方、EU 法に関する判例の展開は、先決裁定や個人の直接訴訟を通じて、一般市民からの問題提起に応じてきたという側面がある。

本稿においては、EU 法に関する主要判例の再検討を通じて、とくに、EU における訴訟制度が一般市民のレベルにおいて訴訟過程を通じた国境を越えた対話を可能にしてきたという点において、公共圏の発展との関係性を論じる。

(Summary)

The European Union (EU) has been criticized for having a "democratic deficit," and member state citizens have occasionally expressed negative attitudes in the process of ratifying basic treaties. At the same time, the development of judicial precedents related to EU law is in response to issues raised by the general public through preliminary rulings and direct lawsuits by individuals.



In this study, while examining major judicial precedents concerning EU law, the author focuses on the development of the public sphere, especially because the litigation system in the EU has enabled cross-border dialogue through the litigation process at the level of ordinary citizens.

キーワード：EU法、欧州司法裁判所、市場統合、EUの対外関係、公共圏

Keywords: EU Law, European Court of Justice, Market Integration, External Relations of EU, Public Sphere

I. はじめに

筆者の本務校である東京外国語大学は、日本の文部科学省による「大学の世界展開力強化事業」とEUによる「エラスムス・プラス・プログラム」から支援を受け、中央ヨーロッパ大学（Central European University: CEU）と東京外国語大学が中核機関となり、フィレンツェ大学、新リスボン大学、フランス国立東洋言語文化大学と連携して、日・EU間で展開する博士前期課程ダブル・ディグリー・プログラム（「公共圏における歴史（History in the Public Sphere : HIPS）」）を運営している。筆者が現在、指導している大学院生の中に、このプログラムに参加して法学と歴史学を架橋する研究を行っている者がおり、本稿において検討する研究課題は、研究指導を通じて、筆者自身が関心を有するようになった課題である。

公共圏の概念を提唱したハーバーマス (Jurgen Habermas) は、この概念を定義しているが、本稿においても、公共圏の用語は、ハーバーマスの定義に従う¹⁾。すなわち、公共圏とは、世論に近づくものが形成され得る社会生活の領域を意味しており、それはすべての市民に対してアクセスが保障されているものであり、公共圏のそれぞれの部分は、私人が集まって公的機関を形成するあらゆる会話の中で生まれ、一般的利益に関する

¹⁾ Jürgen Habermas, Sara Lennox, Frank Lennox, “The Public Sphere: An Encyclopedia Article (1964),” *New German Critique*, No. 3 (1974), pp. 49-55.

事項について、市民が制限を受けないかたちで協議するとき、すなわち、集会和結社の自由、意見を表明し公表する自由が保障されている際に、公的機関として行動するとされるものである²⁾。

これまで、EUの文脈において公共圏概念が論じられる際には、「民主主義の赤字」の争点、とくに、基本条約の批准過程において、加盟国国民から否定的な意思が表明された点、欧州規模の政治課題やメディアの研究、欧州市民の概念、欧州議会の問題等に関する研究が一般的であり、EU法について直接的な言及がなされることは少なかった³⁾。しかしながら、筆者は、EU法および欧州司法裁判所（以下、本稿においては、記述の簡略化のため、「EC裁判所」等、時代ごとに異なる名称の総称として、「司法裁判所」を使用する。）の判例を通じて、EU加盟国の一般市民の間に対話が生じ、この点において公共圏概念に関連する作用が生じていると考えている。本稿においては、EU法と公共圏概念との関係性を検討することとなるが、例えばEU法について山根は、「裁判所には一見縁の遠い『目的に対する手段の相応（比例）原則』や『正当な期待保護』のような原則を、時間をかけて議論してきた過程では、自然人・法人及び加盟国がEUの行為に対立しつつ、司法裁判所を介して対話する伝統が築かれていった」旨指摘しており興味深い⁴⁾。

筆者はEU法に関する判例の展開が、先決裁定や個人の直接訴訟を通じて、一般市民からの問題提起に応じてきたことから、EUにおける訴訟制度が一般市民のレベルにおいて訴訟過程を通じ、国境を越えた対話を可能にしてきたという点において、公共圏の概念に重要な関連性があると旨指摘したいと考えている。

²⁾ *Ibid.*, p.49.

³⁾ たとえば、以下の先行研究等参照。

Thomas Risse, ed., *European Public Spheres: Politics is Back*, Cambridge University Press, 2014.

Lennart Laude, “Creating European Public Spheres: Legitimising EU Law through a Reconfiguration of European Political Parties,” *European Papers*, Vol.6, No.2, 2021, pp. 1151-1172.

安江則子『欧州公共圏 EU デモクラシーの制度デザイン』慶應義塾大学出版会、2007年。

⁴⁾ 山根裕子『歴史のなかのEU法』有信堂、2023年、i頁。

II . EU 法と国内法の関係

本章においては、まず、「EU法の直接効果」と「EU法の優位性」に関する二つの代表的な判例の検討を行うことにより、公共圏概念との関連性を考察する出発点としたい。以下、ファン・ヘント・エン・ロース (Van Gend en Loos) 事件⁵⁾と、コスタ対エネル (Costa v ENEL) 事件⁶⁾を取り扱うが、筆者はこれらの判例は公共圏の概念を検討するうえでも有益であると考えている。

なお、国際法学の体系書においてEU法に関する言及が多くみられるのは「国際法と国内法の関係」の文脈であり、この二つの判例が取り上げられることが多い⁷⁾。このため、国際法の総論部分に関する知識を有しているEU法の初学者に対しては、この争点は導入として有効であるという点も指摘しておきたい。

(1) ファン・ヘント・エン・ロース事件

1963年のファン・ヘント・エン・ロース事件において、「司法裁判所」は先決裁定として、EC法の直接効果を判示した。すなわち、EEC条約(当時。現在のEU運営条約。)の規定が条件を満たせば、直接効果が生ずる旨判示したのである⁸⁾。ここで先決裁定の制度について確認しておく、現在のEU条約19条とEU運営条約267条においては、「両条約の解釈」または「EUの各機関または各組織の行為の効力及び解釈」に関する問題が、加盟国の裁判所に提起され、加盟国の裁判所が判決を下すためにその問題に関する決定が必要であると考えられる場合に、「司法裁判所」に先決裁定を求めることができる旨規定されている。

ドイツから化学品を輸入していたオランダの企業(ファン・ヘント・エン・ロース社)は、オランダ関税局がベネルクス三国間の新関税協定

⁵⁾ Case 26/62 NV Algemene Transporten Expeditie Onderneming van Gend en Loos v Nederlandse Administratie der Belastingen (1963) ECR13.

⁶⁾ Case 6/64 Costa v ENEL (1964) ECR 585.

⁷⁾ 岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020年、555-558頁。

⁸⁾ 中西優美子『EU法』新世社、2012年、137頁。

によって変更がなされた品目分類に従って、当該化学品に関税を課した結果、関税率が増加したことが、関税引き上げを禁止していた当時の EEC 条約 12 条に違反するとし、オランダの国内裁判所にオランダ関税局を提訴した⁹⁾。すなわち、オランダの一企業がオランダ関税局の行為によって不利益を被った旨の主張が出発点である。貿易に携わっていた同社には、EEC に対し肯定的な認識があったものと推察できるが、本件においては、オランダ関税局の行為によって、損害を受けたとの認識があった。

オランダの国内裁判所より「司法裁判所」に対して先決裁定が求められたが、争点は、個人が国内裁判所において EEC 条約に基づいて権利を主張できるか、すなわち、EEC 条約は国内的効果を有するかという点であった。「司法裁判所」は EEC 条約の目的は共同市場の達成であり、基本条約は個人にも影響を与えるが、EEC 条約 12 条は国内措置により実施される旨の加盟国の留保を伴っておらず、直接効果を有するとした¹⁰⁾。

「司法裁判所」は、オランダの国内裁判所における第一の争点は、EEC 条約 12 条が、加盟国の国民がこの規定に基づいて国内裁判所が保護すべき権利を主張できるという意味で、国内法に直接適用されるかという点であるが、条約規定がその効果においてそこまで及ぶか否かを確認するためには、その規定の精神、制度、文言を検討する必要があるとした。そのうえで、「司法裁判所」は、EEC 条約の目的は共同市場を設立することであり、その機能は共同体内の利害関係者にとって直接的な関心事であることは、条約前文が政府だけでなく国民にも言及していること、より具体的には、加盟国やその国民に影響を及ぼす主権的権利を付与された機関の設置によって確認できるとした。さらに、「司法裁判所」は、加盟国の国民は、欧州議会等を通じて、共同体の機能に協力するよう求められていることにも留意すべきであるとし、EEC 条約 177 条（当時。現在の EU 運営条約第 267 条。）に基づき「司法裁判所」に与えられた任務は、各国の裁判所等による条約の統一的な解釈を確保することである

⁹⁾ 以下の文献も参照。中村民雄・須網隆夫編著『EU 法基本判例集（第 3 版）』日本評論社、2019 年、3-13 頁。

¹⁰⁾ Case 26/62, *supra* note 5, p.16.

が、そこから導き出される結論は、共同体は、限定された分野内ではあるが、国家がその主権の権利を制限し、加盟国だけでなくその国民をもその対象とする、国際法の新しい法秩序を構成しているということであり、したがって、加盟国の立法とは無関係に、共同体法は個人に義務を課すだけでなく、その法的遺産の一部となる権利を与えることを意図しているとした¹¹⁾。

「司法裁判所」は、EEC条約12条の文言には、積極的義務ではなく消極的義務である明確かつ無条件の禁止が含まれており、この義務は、国内法の下で制定された積極的な立法措置によってその履行が条件づけられるといった国家側の留保を認めるものではなく、禁止の性質そのものが、加盟国とその国民との間の法的関係において直接的な効果をもたらすことに適合しており、第12条の実施には、国家による立法的介入の必要はない旨判示した¹²⁾。

以上のように、本件訴訟は、出発点としては、オランダの一企業が被った損害について、国内裁判所に提訴したものである。当該企業は、後に、本件がEU法の重要判例として記録されていくであろうことは全く想定していなかったに違いない。「司法裁判所」は先決裁定の制度を通じて、当該企業からの問題提起に応えたわけであるが、そのことが、国境を越えた私人間の対話を可能にしたという意味において、公共圏の概念を検討する際に重要であると考えられる。

(2) コスタ対エネル事件

コスタ対エネル事件は、EC法の国内法に対する優位性の原則を判例上確立したケースとして重要である¹³⁾。原告であるコスタ (Flaminio Costa) は、イタリアの民営電力会社の株主であり、被告はイタリアの国営電力会社 (E.N.E.L.) であった。原告はイタリアの国内裁判所に訴訟を提起し、同裁判所より「司法裁判所」に対して先決裁定が求められたものである。原告は電力産業の国営化によって損害を受けた旨主張した。

¹¹⁾ *Ibid.*, p.12.

¹²⁾ *Ibid.*, p.13.

¹³⁾ 庄司克宏『新EU法 基礎編』2013年、岩波書店、221頁。

「司法裁判所」は先決裁定において、加盟国の国内事後立法に対する EC 法の優位を示し、EC 法は国内法に組み込まれた固有の法秩序をつくっており、加盟国が、それに反する一方的な事後的措置をとることを不可能にする法秩序を受け入れたことを意味するとした。「司法裁判所」は、加盟国は、限定された分野ではあるが、自らの主権を制限し、その結果、国際的な舞台において、独自の機関、独自の人格、独自の法的能力を有する共同体を構築し、自国民と加盟国自身を拘束する法体系を創り上げたのであり、加盟国の事後的な措置に優先権を与えることは不可能であり、そのような措置は、その法体系と矛盾するものであってはならないのであって、条約の目的の達成を危うくしてはならず、共同体法の執行力を加盟国が変えることはできない旨判示した。すなわち、もしある国家が共同体法に優先する立法措置によってその効力を一方的に無効化できるのであれば、この規定はまったく無意味なものとなるからである¹⁴⁾。

以上のように、本件訴訟の出発点は、民営電力会社の株主が、国営電力会社を提訴したものであり、ファン・ヘント・エン・ロース事件と同様に、原告の側には、後に本件が EU 法の重要判例として記録されていくことになる旨の認識は全くなかったに違いない。本件訴訟においても「司法裁判所」は先決裁定の制度を通じて、結果的には一般市民の側からの問題提起に応え、国境を越えた私人間の対話を可能にしたという意味において、公共圏概念を検討する際に重要であると考えられる。

III. 市場統合と EU 法

EU 法、およびその前身としての EC 法については、市場統合に関する判例の理解が重要となる。前章において取り扱った 2 つの判例も内容的には市場統合に関する判例であるが、本章においては、市場統合に関する代表的な判例を、公共圏概念との関係において検討したい。

¹⁴⁾ Case 6/64, *supra* note 6, pp.593-594.

(1) カシス・ド・ディジョン事件

カシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon) 事件¹⁵⁾もまた、先決裁定のケースである。このケースにおいては、西ドイツの酒類に関する国内法が争点となった。すなわち、酒類に関する西ドイツの法律はアルコール度数25度以上の場合にのみ、リキュールである旨認めていたが、フランスにおいて食前酒として一般的に流通していたカシス・ド・ディジョンはアルコール度数が20度以下であったことから、西ドイツの輸入業者がその輸入を認められないという問題を生じた。「司法裁判所」は西ドイツの国内法に基づく規制がEEC条約の禁止する「数量制限及びそれと同等の効果を有する措置」である旨判示した。

「司法裁判所」は、ほとんどの加盟国には、酒類のアルコールの最低含有量に関する非常に多様な性質の規定が存在しており、これらの規定は、相当数の技術基準が存在することによって生じる複雑な問題の一部に過ぎないが、結果として生じる貿易上の障害は、加盟国の法律、規則または行政措置によって定められ、共同市場の設立または機能に直接影響を及ぼすものであるとし、製造に関する国内規則が調和されるまでEEC条約30条が適用され、国内法の規定が国産品に対して輸入品を差別することにつながる限りにおいてのみ適用されるとした。そのうえで、国産品と輸入品の区別なく適用される措置は、原則として含まれないが、待遇の形式的平等とは別に、最低アルコール度数に関する規定は貿易の障害となる旨判示した¹⁶⁾。

後に、『域内市場白書』¹⁷⁾は、この相互承認の方法、すなわち、「司法裁判所」のカシス・ド・ディジョン先行判決の考え方を受け継いだとされる¹⁸⁾。

本件訴訟は西ドイツの一企業が問題提起したものであるが、各国の酒類に関する国内法の違いと市場統合という重要な争点を提示し、国境を

¹⁵⁾ Case 120/78 Cassis de Dijon (Rewe-Zentral) (1979) ECR 649.

¹⁶⁾ *Ibid.*, pp.662-664.

¹⁷⁾ COMPLETING THE INTERNAL MARKET: WHITE PAPER FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN COUNCIL (MILAN, 28-29 JUNE 1985).

¹⁸⁾ 山根『前掲書』(注4)、8頁。

越えた私人間の闊達な議論を喚起し、市場統合に関する代表判例であると認識されるようになっていった。この点において、公共圏概念を検討する際に重要であると考ええる。

(2) ボスマン事件

ボスマン (Jean-Marc Bosman) 事件¹⁹⁾ は労働の自由移動に関する重要判例であり、市場統合を象徴する事件である。ボスマン氏はプロのフットボール選手であったが、所属していたベルギーのクラブからフランスのクラブへ移籍するにあたって、フランスのクラブが必要とされていた補償金を支払うことができず、契約ができなかった。これに対して、ベルギーのクラブがベルギー・フットボール協会に対してボスマン氏の除名を要請したため、ボスマン氏がベルギーのクラブとフットボール協会をベルギーの国内裁判所に提訴したことを契機とする先決裁定である。「司法裁判所」はスポーツ選手も EEC 条約 48 条が規定する労働者であるとし、本件における選手移籍に関するルールは同条が禁じている労働の自由移動に対する障害である旨判示した。

「司法裁判所」は、加盟国の国民には、経済活動を行うために自国を離れて他の加盟国の領域内に入り、居住する権利がある。したがって、移動の自由に対する権利を行使するために加盟国の国民が自国を離れることを妨げたり、抑止したりする規定は、移動の自由に対する障害となる。そのような規定は、当該労働者の国籍に関係なく適用される場合であっても、移動の自由に対する障害となる旨判示している²⁰⁾。

本件は、欧州において、とくにフットボール・ファンの興味をさそい、マスコミにも大きく取り上げられた判決であった²¹⁾。本件もまた、一般市民からの問題提起に「司法裁判所」が応えたことによって、国境を越えた私人間の対話を可能にしていったという点において、公共圏概念

¹⁹⁾ Case C-415/93 Union Royale Belge des Societes de Football Association ASBL v. Jean-Marc Bosman (1995) ECRI-4921.

²⁰⁾ *Ibid.*, p.5081.

²¹⁾ 山根裕子『ケースブック EC 法 欧州連合の法知識』東京大学出版会、1996年、158頁。

を検討する際に重要であると考える。

(3) ビール純粋法事件

ビール純粋法事件²²⁾は、西ドイツのビール税法が他の加盟国において生産された保存料を添加したビールを西ドイツへ輸入することを禁じていたことが、「数量制限及びそれと同等の効果を有する措置」を禁じたEEC条約30条に違反するとされたケースである。本件は先決裁定のケースではなく、EC委員会が「司法裁判所」へ西ドイツを提訴している。

西ドイツ政府は、公衆衛生上の理由から規則を正当化しようとし、消費者を保護するためである旨主張した。すなわち、西ドイツ政府は、消費者は「ビール」という呼称からは西ドイツのビール税法9条に列挙された原材料のみから製造された飲料を連想するため、消費者の誤解を防ぐ必要があるところ、国内法による規制は保護主義的なものではなく、ビール税法9条に規定されている原材料の使用は、必ずしも国産である必要はない旨強調しており、規則を満たす製品を販売する業者は、「ビール」という呼称を自由に使用することができるとした。

「司法裁判所」は、EEC条約30条に基づく「数量制限及びそれと同等な効果を有する措置の禁止」は、域内貿易を直接または間接的に、実際のまたは潜在的に阻害する可能性のある、加盟国が制定するすべての貿易規則を対象とし、共同体内の自由な移動に対する障害は、国内法間の格差に起因するものであるが、とくに消費者保護に関連する強制的な要件を満たすために必要であると認められる限りにおいて、国内法間の格差に起因する共同体内の自由な移動の障害を受け入れなければならないとした²³⁾。また、そのような規則は、目的に見合ったものである必要があり、加盟国が同じ目的を達成するために、様々な手段の中から選択しなければならない場合には、商品の自由な移動を最も制限しない手段を選択すべきであり、西ドイツのビール税法の規定の適用が、西ドイツへの輸入の障害となる可能性があるか否か、消費者保護に関する必須要件

²²⁾ Case 178/84 Commission v. FRG (1987) ECR 1227.

²³⁾ *Ibid.*, pp.1269-1270.

によって正当化されるか否かを確認しなければならないとした。消費者の観念は加盟国ごとに異なるが、加盟国内においても時間の経過とともに変化する可能性が高く、共同市場の設立は、そのような市場形成に大きく寄与する要因のひとつであるが、西ドイツのビール税法に含まれるような法規制は、そのような発展を妨げる旨判示した²⁴⁾。

ビールという、欧州の一般市民にとって大変に身近な飲料が争点となったこのケースは大きな論争を生じた。市場統合の理念と加盟国の主権の問題について公共圏において議論を行う契機となったと考えることができよう。

VI. 対外関係と EU 法

EU の対外関係に関する争点、すなわち EU が締結した条約に関連する問題や制裁等が契機となり、欧州の市民間で国境を越えた対話が行われることがある。本章においては、その代表的事例について検討したい。

(1) ラッケ事件

旧ユーゴが内戦により崩壊過程にあった際、EC 理事会は旧ユーゴとの間の連携協定の適用を停止した。ドイツの輸入業者であったラッケ社 (Racke GmbH & Co) は、当時はまだ独立国家ではなかったコンボからワインを輸入していたが、同連携協定に基づく特惠関税に関する申告をしたところ、ドイツの税務署より通常の関税率による支払いを命じられた。このため、ラッケ社は、ドイツの国内裁判所に提訴したが、本件はこれを契機とする、「司法裁判所」の先決裁定である²⁵⁾。

ドイツの国内裁判所は第一審判決において、連携協定の運用停止は、事情の根本的な変化、すなわちユーゴ内戦の勃発によって正当化される旨判示したが、ラッケ社はこの決定を不服として控訴し、とくに、連携協定の一時的な停止がウィーン条約法条約 62 条が明文化している慣習

²⁴⁾ *Ibid.*, p.1270.

²⁵⁾ Case C-162/96 Racke GmbH & Co v Hauptzollamt Mainz (1998) ECR I-3655.

国際法上の要件に適合しているか否かが争点となった。本件において「司法裁判所」はユーゴへの通商上の譲許を停止する EC 規則の有効性は疑いえない旨判示した²⁶⁾。すなわち「司法裁判所」は、事情の根本的な変化を理由とする条約関係の終了・停止に関する慣習国際法の規則は、EU 機関を拘束し、EU の法秩序の一部を形成する旨宣言したのである²⁷⁾。

本件訴訟において、輸入業者にとっては、特惠関税が認められなかったことによる損失が問題なのであって、慣習国際法としての条約法に関する重要判例に関わるといった想定は、当初においてはなかったであろう。「司法裁判所」が先決裁定の制度を通じて、一企業による問題提起に応えた結果、法律論としては事情変更の原則が主要な争点となったわけであるが、国境を越えた私人間の対話という観点からは、本件を通じて旧ユーゴの崩壊過程や、それに対する EU の対応、コソボ問題といった様々な要素について、議論が行われたことが、公共圏概念との関係においては重要であろう。

(2) カディ事件

カディ (Kadi) 事件は国際法学の分野においても、多くの先行研究がある重要判例である²⁸⁾。本件は、「テロリスト及びその支援者」である旨の嫌疑をかけられた個人の資産を凍結すること等を定めた国連安保理決議を実施するための EC 規則に関する取り消し訴訟であった²⁹⁾。カディ氏は EC 委員会と理事会に対して EC 規則の自身に対する資産凍結について無効を主張した。本件に関しては、いくつかの関連判決があるが、ここでは 2010 年の欧州一般裁判所 (General Court) 判決³⁰⁾ について検討したい。

²⁶⁾ *Ibid.*, pp.3706-3708.

²⁷⁾ Paul Craig and Grainne de Burca, *EU Law: Text, Cases, and Materials, Seventh Edition*, Oxford University Press, 2020, p.358.

²⁸⁾ 先行研究として、例えば以下がある。岩沢雄司「国連安保理の制裁決議の国内実施と人権—カディ事件」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選第 2 版』有斐閣、2011 年、220-221 頁。

²⁹⁾ 庄司『前掲書』(注 11) 200 頁。

³⁰⁾ Case T-85/09 Kadi v. Commission, (2010) ECLI:EU:T:2010 :48.

本件において、一般裁判所は、安全保障理事会が、法と事実の問題に関して、制裁委員会が行った個々の決定に対する行動を審理し、決定する責任を負う独立した公平な機関を設立することが依然として適切であるとは考えておらず、フォーカル・ポイント・メカニズムもオンブズパーソン事務所も、制裁委員会のリストからの人物の削除に対して同委員会内の合意が必要であるという原則に影響を与えていないとした。さらに、関係者に開示することができる証拠は、カディ氏を制裁委員会のリストに含めることを提案した国家の完全な裁量に委ねられた事項であり続けており、カディ氏が効果的に自己弁護できるようにするために、関係者が十分な情報を利用できるようにすることを保障するメカニズムは存在していないとし、少なくともこれらの理由から、フォーカルポイントとオンブズパーソン事務所の設置は、制裁委員会の決定を審査するための効果的な司法手続の提供と同一視することはできない旨判示している³¹⁾。

先行研究において、カディ事件の意義は、EU法の国際法からの独立性を国連法との関係で確認した点、および自律的なEU法の基礎に人権・基本権保護があることを強調し実体的な司法審査をした点である旨指摘されている³²⁾。同時に、本件は「対テロ措置と人権」という重要な課題に関して、国境を越えた対話を可能にしたという点において、公共圏概念を検討する際に重要であると考えられる。

(4) 西サハラ事件

本件については、関連するいくつかの訴訟が提起されており、未だ係争中のケースもあるが、ここではポリサリオ戦線によって提起された訴訟について論じたい。ポリサリオ戦線はEU・モロッコ間の農産物等に関する自由化協定を承認した理事会決定の取り消しを一般裁判所に求めた。一般裁判所は、理事会が承認に必要なすべての要素を検討していなかったとして自由化協定の西サハラに適用される部分に関する理事会

³¹⁾ *Ibid.*, para.128.

³²⁾ 中村・須網『前掲書』(注9) 323頁。

決定を取り消した³³⁾。これに対して、上訴審である「司法裁判所」は、そもそも自由化協定は西サハラに適用されていないとして、原告の訴権を否定し、訴えを棄却した³⁴⁾。

「司法裁判所」は、本件においては、問題となっている決定の無効を求める立場にあることを立証するためにポリサリオ戦線が提示した論点は、西サハラがモロッコの領域に含まれていないにもかかわらず、特定の場合には、その決定によって締結が承認された自由化協定が実際には西サハラに適用されるという主張に基づいているが、自由化協定は、EUとモロッコとの関係に適用される国際法の関連規則に従って、西サハラの領域には適用されないことを意味するものと解釈されなければならない旨判示した³⁵⁾。

本件訴訟において、ポリサリオ戦線はEUの訴訟制度を活用して、西サハラ問題という国際社会の重要な未解決事項に関する欧州の一般市民の関心を喚起することに成功したと言えよう。本件訴訟も国境を越えた対話を可能にしたという点において、公共圏概念の検討の際、重要であると考える。

V. むすびにかえて

以上、公共圏概念との関連において、EU法の主要判例について検討してきたが、本稿の冒頭において述べた通り、本件研究課題は、現在、EUとの間のダブル・ディグリー・プログラムに参加している大学院生に対する研究指導を通じて、筆者自身が関心を有するようになった課題である。

筆者はこれまで、大学における講義内容の全体あるいは一部として、

³³⁾ Case T-512/12, *Front Polisario v Council of the European Union* (2015) ECLI:EU:T:2015:953.

³⁴⁾ Case C-104/16P, *Council v Front Polisario* (2016) ECLI:EU:C:2016:973.

³⁵⁾ *Ibid.*, para.114.

国際法とともにEU法に関連する講義をも行い³⁶⁾、大学院においてはEU法に関連する研究指導も行ってきた³⁷⁾。そのような経験を通じて、EU法の教育・研究において、歴史的な観点、及び公共圏概念の検討は大変重要であると考えに至った。例えば、欧州統合の歴史的経緯を踏まえて、基本条約の展開、機構論上の問題や制度的発展について解説を行うことは、EU法に関する理解を深めるうえで必須であり、クーデンホーフ・カレルギー (Richard Nikolaus Eijiro Coudenhove-Kalergi) やジャン・モネ (Jean Omer Marie Gabriel Monnet) といった具体的な人物に焦点をあてた解説を行うことも導入として有効である。とくに、クーデンホーフ・カレルギーは日本と深い関係を有しており、初学者が欧州統合過程に関心を有する契機となり得る³⁸⁾。また、欧州石炭鉄鉱共同体 (ECSC)、欧州防衛共同体 (EDC) と欧州政治共同体 (EPC) の構想、欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EAEC)、1967年に発効した併合条約といった、欧州統合の歴史を概観し、1986年の単一欧州議定書、マーストリヒト条約によるEU設立、アムステルダム条約、ニース条約、リスボン条約等について歴史的背景を踏まえて検討を行うことが重要である³⁹⁾。同時に、EU法に関する主要判例の検討に十分な時間を割くことは当然ながら重要であるが、総論的な解説とのバランスが肝要となつてこよう。

筆者がEU法の研究に着手したのは1980年代に遡る。1989年11月、ベルリンの壁が崩壊し、冷戦の終焉が現実的な事象として目の前に現れた頃、筆者は外務省の専門調査員として在英国日本大使館に赴任し

³⁶⁾ EU情報センター (EUi) が設置されている西南学院大学においては「ヨーロッパ共同体法」、「地域共同体法」、東京外国語大学においては「国際法」、「国際関係研究」等の授業科目を担当し、その中でEU法に関連する講義も行ってきた。

³⁷⁾ 筆者が東京外国語大学大学院総合国際学研究科において指導した大学院生の中には、EU法に関する研究で「国際法学会・第6回小田滋賞 (奨励賞)」を受賞した者もいる。

³⁸⁾ クーデンホーフ・カレルギー著・永富守之助訳『汎ヨーロッパ』国際連盟協会、1927年。

³⁹⁾ Robert Schutze, *European Union Law, Second Edition*, Cambridge University Press, 2018, pp.3-42.

た⁴⁰⁾。その際、外務省より委嘱された調査研究の課題は「欧州統合に関する英国の外交政策」であった。実際には、実務上、東欧の民主化、ドイツ統一、湾岸戦争、ソ連解体といった様々な重要な外交課題に直面しつつ、筆者はロンドンにおいてマーストリヒト条約の採択過程をめぐる英国外交に関して調査研究を行った。それから30年余が過ぎ、2020年1月に完了したブレグジット (Brexit) により、英国はすでにEU加盟国ではなく、隔世の感は否めない。しかしながら、当時より、米英特殊関係を基盤として大陸欧州に対しては距離を保ちつつ、欧州統合過程に参加していた1990年代の英国からみて、筆者がブレグジットという帰結について、さほど違和感を覚えなかったこともまた事実である。

ロンドン勤務の後、研究者となった筆者は、1996年にEUの研究者招聘事業であるEUVPにより、EU諸機関及び研究機関を訪問する機会を得、1997年にはケンブリッジ大学の客員研究員としてエドワーズ博士 (Geoffrey Edwards) のもとでアムステルダム条約の交渉過程に関する研究を遂行した⁴¹⁾。2013年から2015年には科研費によるEUに関する共同研究プロジェクトの研究分担者となり、EU諸機関を再訪して研究を遂行する機会を得た⁴²⁾。現在は日本EU学会の理事 (法律分野) を務めている。

本稿においては、EU法の現代的課題を公共圏の概念との関連において論じてきた。EU法については、既に多くの優れた教科書、体系書が

⁴⁰⁾ 筆者の在英国日本大使館政務班における専門調査員としての在任期間は1989年11月から1992年1月であった。当時の政務班において、実務上、様々にご指導いただいた方々は多数にのぼるが、その中でもとくに、田中均氏 (元・外務審議官)、藤崎一郎氏 (元・駐米大使)、高橋邦夫氏 (元・駐ネパール大使)、小野啓一氏 (現・外務審議官) に感謝の意を表したい。

⁴¹⁾ 当時の研究成果については、たとえば以下の拙稿参照。松隈潤「欧州政治同盟における法的及び制度的争点」『日本EC学会年報』15号、1995年、1-13頁。松隈潤「IGCにおけるEU機構及びCFSP関連規定の検討課題」『日本EU学会年報』17号、1997年。

⁴²⁾ 研究分担者：基盤研究A(25257105)「EUガバナンスと安全保障文化の相互補完性の比較研究：研究代表者・渡邊啓貴」(2013-2015年度)

刊行されており⁴³⁾、とくにクレイグ (Paul Craig) 等による EU 法の基本書は英語圏において広く使用されている良書である⁴⁴⁾。筆者は本稿を出発点として、今後、EU 法の研究及び教育に関する新たな方法論を検討してみたいと考えている。

⁴³⁾ 和書としては、たとえば、本稿の脚注においてすでに示した以下がある。山根『前掲書』(注4)、中村・須網『前掲書』(注9)、中西『前掲書』(注8)、庄司『前掲書』(注13)。

⁴⁴⁾ Paul Craig and Grainne de Burca, *supra* note 27.